

第18回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

- **事業報告**

「対処すべき課題」、「主要な営業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社の株式に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」

- **連結計算書類**

「連結財政状態計算書」、「連結損益計算書」、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」

- **計算書類**

「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

- **監査報告**

「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」、「監査等委員会の監査報告」

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

パーソルホールディングス株式会社

事業報告

対処すべき課題

(1) グループビジョンとありたい姿

当社グループは、グループビジョン「はたらいて、笑おう。」の実現を目指し、多様なはたらき方や学びの機会の提供を通じて、一人ひとりの可能性を広げ、はたらく自由を広げ、個人と社会の幸せを広げる「“はたらくWell-being”創造カンパニー」をありたい姿として掲げています。その実現に向けて、2030年に100万人のより良い“はたらく機会”の創出を価値創造ゴールとして定めています。

(2) 前中期経営計画（グループ中期経営計画2026）の振り返り

<数値目標の達成状況>

成長性指標として掲げた調整後EBITDAは、2026年3月期の目標1,000億円に対し881億円と、未達となりました。一方で、財務健全性指標であるNet Debt/Equity 1倍以内、Net Debt/EBITDA 2倍以内を遵守しつつ、成長投資及び株主還元を概ね計画どおりの割合で実施するとともに、前中期経営計画において約50%に引き上げた配当性向についても、期間を通じて50%以上を維持しました。これらの取り組みにより、資本効率性指標であるROIC及びROEは、前中期経営計画最終年度である2026年3月期においてそれぞれ目標（ROIC15%以上、ROE20%以上）を上回り、ROIC18.2%、ROE20.9%となりました。

<価値創造ゴール/経営の方向性「テクノロジードリブンの人材サービス企業へ」の進捗>

価値創造ゴールに関する2026年3月期末目標50万人については、未達となる見込みです。一方で、2030年に100万人のより良い“はたらく機会”の創出に向けては、対象領域の拡張やテクノロジー活用を通じ、取り組み自体は着実に進展しております。詳細は、第18期有価証券報告書にて開示予定です。

経営の方向性として定めた「テクノロジードリブンの人材サービス企業へ」の実現に向けては、テクノロジー領域の人材確保（2026年3月期末現在約2千人）と、グループ横断で組織化するCenter of Excellence（CoE）体制の整備を完了しました。また、Staffing SBUとCareer SBUは、AIによる事業変革に着手したほか、フランスに拠点を置くGojob社の子会社化により、AIドリブンの事業モデルの知見や実装力を獲得しました。

<各事業の進捗>

Staffing SBUは盤石な収益基盤を堅持し、調整後EBITDAはCAGR9% (CAGRは2023年3月期から2026年3月期の年平均成長率。以下同じ。) と、安定的に成長しました。利益成長の柱としての確立を目指したCareer SBUは、売上収益、調整後EBITDAともに二桁成長 (売上収益 CAGR14%、調整後EBITDA CAGR20%) を実現し、両SBUの調整後EBITDAはそれぞれ350億円規模となりました。加えて、次の利益成長の柱として位置づけたBPO SBUはM&Aの実施、Technology SBUは人的資本への先行投資により、それぞれ高い売上成長 (BPO SBU CAGR7%、Technology SBU CAGR11%) を実現し、調整後EBITDAはいずれも100億円規模となりました。一方、Asia Pacific SBUは市場環境が想定より厳しいなか、利益規模は着実に拡大し、100億円規模に到達したものの、掲げていたROIC10%目標の達成には至りませんでした。

(3) 中期経営計画FY2028

<AI時代における事業環境認識と方向性>

国内人材市場は、AI活用の進展を背景に、人材需要やビジネスモデルにおいて、構造的な変化局面に移行しています。

当社グループはこのような構造的な変化を成長機会と捉え、AIを最大限活用した事業モデル変革を通じて、以下を推進します。

- ・AIを活用した業務効率化による価値創出領域への注力 (全SBU)
- ・AIとの協働による、マッチング機会の最大化 (Staffing SBU・Career SBU)

- ・AI代替リスク低く成長が期待できる、新たな雇用需要の獲得 (その他)

加えて、個人と企業に寄り添う「人による介在価値」を基盤に、顧客である個人や法人の行動データや社員のスキル・ノウハウの行動データなどの「独自データ」と「AI活用」を融合することで、“より良いはたらく機会”の創出と高成長・高収益の実現を図ります。

<基本方針>

経営の方向性である「テクノロジードリブンの人材サービス企業へ」の実現に向け、「AIを起点とした、収益性向上と事業モデル転換」を基本方針とし、中長期での高成長と高収益の実現を目指してまいります。

<企業価値向上に向けた事業の位置づけ>

2030年以降を見据え、AI影響を踏まえた市場成長性及び各SBUの競争優位性の観点から、各事業の位置づけを以下のとおり再定義しました。

中長期的な位置づけ			方向性
基盤	市場成長が緩やかな領域	Staffing SBU BPO SBU Asia Pacific SBU	安定した売上成長の維持と生産性向上による収益基盤強化 ※Asia Pacific SBUは事業ポートフォリオ最適化を優先
成長	市場成長が見込め、モデル変革による成長余地が高い領域	Career SBU Technology SBU	AIモデルの実装や高付加価値領域へのシフトによる、高成長・高収益モデルへの転換
	成長ポテンシャルが高い新規領域	R&D FU Gojob	Gojobと国内事業とのシナジーを念頭に、注力分野をFrontline Worker領域（※）に一本化

※現場オペレーションや顧客・利用者との接点を担う最前線の職種

また、上記事業の位置づけと方向性に基づいた各SBU戦略は以下のとおりです。

SBU	事業戦略
Staffing	テーマ：人×デジタル・AIによる収益性向上とシェア拡大 ・人×デジタルの最適マッチングによるスタッフLTV向上 ・顧客接点データを起点とした課題解決による収益性向上 ・新領域（建設・作業系など）開拓によるシェア拡大
	テーマ：人×AIによる業務高度化と収益性向上 ・AI実装による業務自動化・生産性向上 ・業務プロセス再設計による運営効率向上 ・人材の高付加価値化
Career	テーマ：人材紹介の強みを活かしたAIモデルの実装 ・人×独自データ×AIによるマッチング高度化・生産性向上 ・ハイクラス領域への人材・投資シフト ・複層サービスによるマネタイズ機会の最大化
	テーマ：技術力を武器にした上流工程の請負シフトの加速 ・AIソリューションなどの上流領域強化による高単価化 ・請負比率上昇による収益性向上 ・インオーガニックも含む非連続な規模拡大

※Asia Pacific SBUは事業ポートフォリオ最適化が優先事項

<Frontline Worker領域の考え方>

R&D FUやGojobなどの既存のリソースと事業モデルを活用・拡張し、Frontline Worker領域に注力します。

本領域は構造的な労働力不足の継続や、AI影響によるホワイトカラー領域からの人材流動化が想定されるため、中長期的な市場成長が見込まれます。当社グループの競争優位である独自の資産（膨大な個人データと高いブランド力、人材派遣・人材紹介・スキマバイトなど多様な就労経路）に加え、AIドリブンの人材派遣プラットフォームを有するGojobの成功実績及びテクノロジー知見を活用し、人材流動化が進むAI時代において新たな雇用需要を取り込み、中長期の高成長を目指します。

<財務戦略>

当社グループは、中期経営計画FY2028において、企業価値の向上を図るため、財務戦略を「財務指標」「キャピタル・アロケーション」「株主還元」の3つに分け、それぞれ達成すべき目標を明確にしています。

<財務指標>

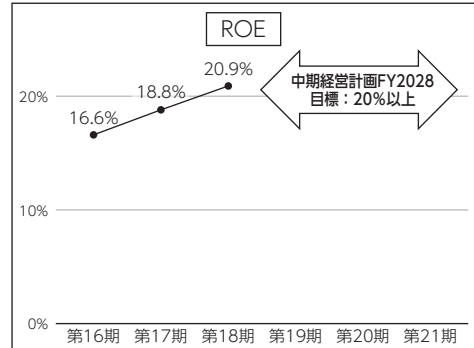
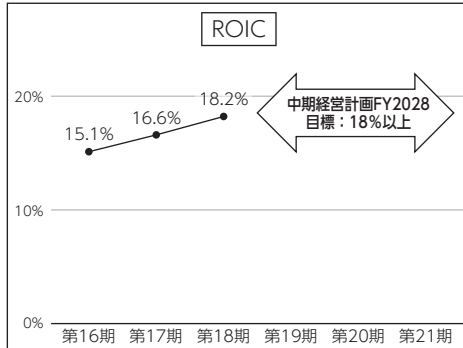
利益成長性	調整後EBITDA	年平均成長率10% (原則、毎年10%)
資本効率性	ROIC (投下資本利益率)	18%以上
	ROE (自己資本利益率)	20%以上
財政健全性 (通常時)	Net Debt/Equity	1倍以下
	Net Debt/EBITDA	2倍以下

資本効率性に関しては、取締役会において資本コスト及び資本効率性のモニタリングなどを継続して実施しており、ROICの2026年3月期の実績は18.2%でした。中期経営計画FY2028においては、資本コストの前提を7～8%としたうえで、ROICは18%以上を目標とし、今後も中長期的に「ROIC－資本コスト」(ROICスプレッド)を拡大することに努めるとともに、資本コストの低減に向けた取り組みを行ってまいります。ROEの2026年3月期の実績は20.9%であり、中期経営計画FY2028では、20%以上を目標とします。

なお、当社グループでは、資本効率性の向上を役員報酬制度の指標の一つとして既に導入しております。

(参考)

ROIC及びROEの推移グラフ



ROIC = 税引後営業利益 ÷ 投下資本 (資本合計 + 有利子負債 (リース除く)) の期首・期末平均

(2025年3月期)

税引後営業利益 398億円

投下資本の期首・期末平均 2,395億円 (資本合計2,073億円 + 有利子負債 (リース除く) 322億円)

(2026年3月期)

税引後営業利益 461億円

投下資本の期首・期末平均 2,540億円 (資本合計2,225億円 + 有利子負債 (リース除く) 314億円)

ROE = 親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ 親会社の所有者に帰属する持分の期首・期末平均

(2025年3月期)

親会社の所有者に帰属する当期利益 358億円

親会社の所有者に帰属する持分の期首・期末平均 1,909億円

(2026年3月期)

親会社の所有者に帰属する当期利益 426億円

親会社の所有者に帰属する持分の期首・期末平均 2,045億円

<キャピタル・アロケーション>

当社グループは、リターンを重視した規律ある成長投資と株主還元強化を通じて、中長期的な企業価値向上を図ることを基本方針としています。中期経営計画FY2028においては、税引後の調整後EBITDAから既存のIT投資（CAPEX）約500億円を除いた約1,800億円（3カ年合計）について、原則として成長投資及び株主還元それぞれ約50%ずつ配分する方針です。成長投資については、AI投資を中心に業務の高度化を進めることで、収益性及び成長性の向上を図るとともに、成長領域におけるM&Aについても、ROICが資本コストを上回る水準を目安として投資規律を遵守しつつ、積極的に検討してまいります。株主還元については次項に記載のとおりです。

<株主還元>

当社グループは、株主還元を重視しており、前中期経営計画で掲げた株主還元方針を継承し、配当による還元を基本方針とします。中期経営計画FY2028においては、安定的な利益成長を前提に、原則として減配は行わない方針のもと、調整後EPSに対する配当性向は50%以上とします。また、将来に向けた成長投資を優先しつつ、投資機会の状況に応じて、資本効率向上の観点から機動的な自己株式の取得についても検討してまいります。

<テクノロジー戦略>

当社グループは、持続的な成長及び事業競争力の強化に向け、AIを中核とした事業・業務設計への転換を進めています。本テクノロジー戦略では、「AI × Business」「AI × Work」「AI × Data」を主要な取り組み領域と位置づけ、価値創出に直結する業務時間の最大化を重要な指標として、生産性及び収益性の向上を目指します。

「AI × Business」においては、競争優位性を生むパーソルらしいAI活用により、AIエージェントを構築し事業プロセスの自動化・高度化や意思決定支援を推進し、事業成果創出力の向上を図ります。あわせて、人員計画とAI施策の連動を通じて、収益創出力を高めていきます。

「AI × Work」では、自動化・高度化可能な定型業務のAI化と、AIとの協働を前提とした業務設計を進めることで、生産性向上と人材リソースの最適配分を実現します。

「AI × Data」では、競争優位の源泉となるデータの特定・蓄積を進め、データ活用の高度化によるパーソルらしいAI活用と適切なガバナンスの両立を図ります。

これらの取り組みを支える基盤として、インフラ・セキュリティ、ガバナンス

ス及び人材・組織面の整備を進め、セキュリティと利便性の両立、グローバル連携の推進、タレントマネジメント機能の強化を通じて、AI活用を前提とした事業基盤の高度化に取り組みます。

<人事戦略>

当社グループは、グループビジョン「はたらいて、笑おう。」の実現に向け、社員及び派遣スタッフを含む多様な人材が“はたらくWell-being”を体現し、経済価値と社会価値の創出を推進する組織を目指しています。

中期経営計画FY2028では、「人とAIが協働して価値創造するための変革」を人事戦略の前提としています。人的資本を事業成長と変革を支える重要な経営基盤と捉え、「企業価値への貢献」と、多様な人材の“はたらくWell-being”体現を通じた「社会価値への貢献」の両立を図ります。

中期経営計画FY2028における人事戦略の柱として5つの戦略テーマを設定し、経営戦略と連動した施策を推進します。1つ目に、テクノロジーによる事業変革をけん引する経営チーム・経営リーダーづくりを進めます。2つ目に、AI活用を通じて労働生産性の向上を図るとともに、事業変革に対応した人材ポートフォリオへの転換を進めます。3つ目に、AIと協働する時代における管理職の役割や社員に求められる能力を明確化し、それに基づくスキル開発やキャリアオーナーシップの確立を支援します。4つ目に、社員及び派遣スタッフの“はたらくWell-being”向上を重要テーマと捉え、多様な人材が安心して活躍できる環境整備を進めます。5つ目に、当社グループ内の人事機能を可視化・再設計し、事業変革をリードする組織体制や制度を構築します。これらの取り組みを通じて、ステークホルダーへの価値提供を実現するとともに、企業価値の向上につなげていきます。

(4)当社グループのサステナビリティに関する重要課題

当社グループは、2030年に向けた新たな中期経営計画の策定にあたり、経営戦略との整合性を一層高める観点から、サステナビリティに関する重要課題（以下、「マテリアリティ」という。）を再整理しました。

これまでの取り組みにより一定の進展が見られた一方で、事業との結びつきや、背景となる機会・リスクの整理、並びに成果や実効性を的確に捉えるKPI設定などの点で改善の余地があると判断し、中期経営計画FY2028と一体で見直しを行いました。

本見直しにより、「事業を通じた社会課題の解決」「持続的成長を実現するための基盤」の2つの領域で、従来のマテリアリティを整理・統合し、7つのマテリアリティとして再整理するとともに、今後3年間の事業戦略・コーポレー

ト戦略に即した目標標を設定し、進捗管理を通じて、グループ全体で継続的な改善と推進を図ってまいります。

主要な営業所 (2026年3月31日現在)

(1) 当社の主要な営業所

本店 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
本社事業所 東京都港区南青山一丁目15番5号

(2) 子会社の主要な営業所

会社名	住所
パーソルテンプスタッフ(株)	東京都渋谷区
パーソルビジネスプロセスデザイン(株)	東京都江東区
パーソルクロステクノロジー(株)	東京都新宿区
パーソルキャリア(株)	東京都港区
パーソルデジタルベンチャーズ(株)	東京都港区
PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.	Battery Road, Singapore

従業員の状況 (2026年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	
Staffing SBU	34,149	(1,811)
BPO SBU	11,298	(2,547)
Technology SBU	10,164	(383)
Career SBU	5,671	(1,020)
Asia Pacific SBU	7,871	(445)
全社及びその他の事業	5,773	(827)
合計	74,926	(7,033)

(注) 1. 従業員数は就業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、派遣社員）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数には、無期雇用の派遣スタッフ数等（主にStaffing SBUにおいて約2万人）を含み、有期の登録型派遣就業スタッフ数（主にStaffing SBUにおいて約10万人）は含んでおりません。

主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

当連結会計年度末において、借入額が総額22,635百万円あります。主要な借入先は、(株)三菱UFJ銀行、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行及び三井住友信託銀行(株)であります。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 7,200,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,278,437,810株
3. 株主数 73,195名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	312,350,700株	13.86%
篠原欣子	263,316,000	11.69
一般財団法人篠原欣子記念財団	158,000,000	7.01
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	107,951,000	4.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	77,956,891	3.46
JP MORGAN CHASE BANK 385642	63,012,400	2.79
CEP LUX-ORBIS SICAV	47,956,200	2.12
JPモルガン証券(株)	44,835,659	1.99
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	35,503,718	1.57
パーソルホールディングス従業員持株会	32,338,010	1.43

- (注) 1. 持株比率は自己株式26,397,782株を除外して計算しております。
2. 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しております。当該信託の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行(株)の役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式21,367,220株は、上記の自己株式に含めておりません。

5. その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	取締役 (監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く)	社外取締役 (監査等委員である取締役を 除く)	監査等委員である取締役
株式数	-	-	194,150株
交付対象者数	-	-	1名

- (注) 上記表中の株式数は、役員報酬BIP信託における退任取締役に對する交付株式数であります。当社の株式報酬制度においては、株式交付規程に基づき、一定の割合につき信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を給付しておりますが、上記表中の株式数には、換価処分により金銭の給付を行った株式分についても含まれております。

会社役員に関する事項

1. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

2. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である水田正道氏、和田孝雄氏、山内雅喜氏、吉澤和弘氏、Debra A. Hazelton氏、村林聡氏、榎本知佐氏、友田和彦氏及び菅谷とも子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びパーソルグループ子会社の取締役、監査役、執行役員及び子会社の設立国の法律によりこれらの者と同様の地位にある者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	やま うち まさ き 山 内 雅 喜	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。
	よし びわ かず ひろ 吉 澤 和 弘	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。
	デボラ・ヘーゼルトン Debra A. Hazelton	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。
	むら ばやし さとし 村 林 聡	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	えの もと ち さ 榎 本 知 佐	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。
	とも だ かず ひこ 友 田 和 彦	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。
	すが や と も こ 菅 谷 と も 子	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等 委員会 出席状況	指名・報酬 委員会 出席状況	コーポレート ガバナンス 委員会 出席状況	発言状況及び果たすことが期待される 役割に関して行った職務の概要
社外取締役	やまのうち まさ 香 山内 雅喜	14/14 回 (100%)	-	10/10 回 (100%)	7/7回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、主に企業経営者としての豊富な知識や経験に基づき、グループ全体を見据えた国内外における成長戦略や経営課題への言及等、総合的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、コーポレートガバナンス委員会委員長として同委員会活動を牽引するとともに、筆頭独立社外取締役及び指名・報酬委員会委員を務めました。
	よし ざわ かず ひろ 吉澤 和弘	14/14 回 (100%)	-	10/10 回 (100%)	7/7回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、主に企業経営者としての豊富な知識や経験に基づき、グループ全体を見据えた経営資源の配分やステークホルダーとの対話方針等、総合的見地から適宜発言をしました。また、指名・報酬委員会委員長として同委員会活動を牽引するとともに、コーポレートガバナンス委員会委員を務めました。
	デボラ・ヘーゼルトン Debra A. Hazelton	14/14 回 (100%)	-	-	7/7回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、主に海外における企業経営者としての豊富な知識や経験に基づき、グローバルな視点からグループ全体の資本政策や人材・組織開発等について、適宜発言をしました。また、コーポレートガバナンス委員会委員を務めました。
	むら ばやし さとし 村林 聡	14/14 回 (100%)	-	9/10回 (90%)	-	取締役会その他重要会議に出席し、主に企業経営者としての豊富な知識や経験に基づき、グループ全体を見据えたテクノロジー戦略や財務会計の課題提起等、総合的見地から適宜発言をしました。また、指名・報酬委員会委員を務めました。
社外取締役 (監査等委員)	えの もと ち さ 榎本 知佐	14/14 回 (100%)	19/19 回 (100%)	-	-	取締役会その他重要会議に出席し、主に当社のブランド価値とレピュテーション向上を中心に、広報戦略の豊富な知識や経験に基づく総合的見地から適宜発言をしました。また、監査等委員会委員を務めました。
	とも だ かず ひこ 友田 和彦	13/14 回 (93%)	18/19 回 (95%)	-	7/7回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言をしました。また、監査等委員会委員長として同委員会活動を牽引するとともに、コーポレートガバナンス委員会委員を務めました。
	すが や とも こ 菅谷 とも子	10/10 回 (100%)	16/16 回 (100%)	-	-	取締役会その他重要会議に出席し、航空業界の経営者としての企業経営・経営戦略、財務・会計、人事・労務・人材開発等の豊富な知見及び経験を活かして、適宜発言をしました。また、監査等委員会委員を務めました。

(注) 菅谷とも子氏は、第17回定時株主総会（2025年6月24日開催）において、社外取締役（監査等委員）に就任したため、就任以降の出席状況となります。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	161百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	257

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、執行役員、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積の算出根拠などの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等は適切であると判断しました。

3. 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、非財務情報開示システム選定および要件定義前の事前整理・準備に関するハイレベル助言業務であります。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び運用状況は、次のとおりであります。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

1. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社及び子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するため、経営理念、グループビジョン、行動指針を定める。
- (2) 当社は、当社グループの企業価値を最大化する観点から、関係会社に対する適切な株主権の行使を行う。
- (3) 当社は、当社グループの内部統制のための各種グループ基本方針等を定め、当社グループへ周知するとともに、これに基づく体制を整備させる。
- (4) 当社は、事業環境の変化に迅速に対応することを目的として、SBU(Strategic Business Unit) 体制を採用するとともに、SBU中核会社及びFU (Function Unit) 中核会社の取締役会へ取締役を派遣し、SBU中核会社及びFU中核会社の経営を監督することで、当社グループの経営管理の実効性を確保する。
- (5) 内部監査部門は、当社グループの法令・定款及び社内規程の遵守体制の有効性について監査を行う。また、是正・改善の必要がある場合、速やかにその対策を講じるように適切な助言、勧告及び支援を行う。

(運用状況の概要)

- ・ SBU及びFUにおける規程・機関を整備し、当社からSBU中核会社及びFU中核会社へ取締役を派遣し、経営監督を行っております。
- ・ HMC (Headquarters Management Committee) の下部組織として、グループ横断の委員会（サステナビリティ、投資、リスクマネジメント、テクノロジー、人事、ジェンダーダイバーシティ、スタッフウェルビーイングの7委員会）を設置し、意思決定の高度化とグループガバナンスの両立を図っております。
- ・ 内部監査について、監査計画に基づく内部監査を実施のうえ、監査結果の概要、指摘事項等を定期的に取り締り役会、監査等委員会及びHMCへ報告しております。

2. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、コンプライアンスに関する行動規範及び基本規程を定め、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践に努める。
- (2) 当社は、当社グループのコンプライアンスを統括する部署を当社に設置し、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を取締役に報告する。
- (3) 当社グループは、取締役、執行役員及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (4) 当社グループは、法令・定款等の違反行為を予防・早期発見するための体制として、グループ内部通報制度を整備する。
- (5) 当社グループは、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し一切の関係を遮断する。
- (6) 当社グループは、主管部署を定め、所轄警察署や特殊暴力防止に関する地域協議会等から関連情報を収集し不測の事態に備えるとともに、事態発生時には主管部署を中心に外部機関と連携し、組織的に対処する。

(運用状況の概要)

- ・国内グループ会社の全役職員を対象に、全社コンプライアンス研修を実施し、パーソルグループのコンプライアンス、行動規範（「社会とパーソルグループ（お客さまに対する姿勢）」及び「公正な取引活動・健全な事業活動」）、人権尊重とプライバシー保護、情報セキュリティ並びにコンプライアンス違反に直面した場合にとるべき行動をとりあげました。また、パーソルグループのマテリアリティの一部である人権尊重とプライバシー保護や改正公益通報者保護法に対応したコンプライアンス・ハンドブックを配布しております。加えて、重要法令・コンプライアンス研修体系の整理及び研修コンテンツの拡充を行い、翌年度からの研修開始に向けた準備を進めております。海外グループ会社においては、各国法令に対応した研修等に基づくコンプライアンス啓発・推進活動を実施しております。
- ・内部通報制度を整備のうえ、イントラネット等を通じ同制度の周知に継続的に努めております。国内グループ会社においては、「公益通報ホットライン」の認知率を把握するとともに、全役職員向けコンプライアンス研修にて同制度の概要を説明しております。また、各社の内部通報業務に新たに携わる担当者を対象とした「公益通報ホットライン勉強会」を上期・下期それぞれで開催しました。海外グループ会社においては、グループイントラやコーポレートサイトに、内部通報制度に係る窓口及び制度概要を掲載し、研修やメール等による周知により制度の普及に努めております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理に関する規程を定め、当社グループのリスク管理体制を整備する。
- (2) 当社は、当社グループのリスク管理を統括する部署を当社に設置し、当社グループにおけるリスクについて統合的に管理するとともに、重要リスクに関するリスク管理体制及びその運用状況について定期的に取締役会に報告する。
- (3) 当社グループは、大規模自然災害、パンデミック等の危機の発生に備え、危機管理に関する規程を定め、危機管理体制の整備、危機発生時の連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。

(運用状況の概要)

- ・HMC (Headquarters Management Committee) の下部組織であるリスクマネジメント委員会にて、当社グループの重要リスクを特定のうえ、リスク管理体制及び対応方針を審議し、その対応状況をモニタリングするとともに、取締役会へ定期的に報告しております。
- ・大規模災害や不測の事態に備え、グループクライシスマネジメント規程における危機管理体制に基づき、情報収集基盤を活用した訓練、国内グループ会社の全役職員を対象とした安否確認訓練、給与支払いに関わるBCPの文書改定及び机上訓練、代替対策本部の初動対応訓練を実施しております。また、危機対応方針に基づく適切な判断と対応を確認することを目的に、不祥事やメディア炎上を想定した経営層向け危機管理訓練を実施しました。実際の地震発生時には、SBU及びFUの危機管理担当者と連携し従業員安否をはじめとする被害確認を行い、当社への被害は確認されておりません。

4. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の監督と執行を分離し、取締役会が、独立した客観的な立場から、当社グループの業務執行に対する経営監督機能を担う。
- (2) 当社は、執行役員制度を導入することで業務執行責任の所在を明確化したうえで、業務執行に係る決定を原則として代表取締役社長CEOに委任する。
- (3) 当社は、代表取締役社長CEOの補佐機関としてHMC (Headquarters Management Committee) を設置し、当社グループの重要な業務執行に関する事項について審議する。
- (4) 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎

事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を策定する。

- (5) 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループへこれに準拠した体制を構築させる。
- (6) 当社は、当社グループのITに関する規程を定め、主管部署を設置し、当社グループのITガバナンス体制を整備する。

(運用状況の概要)

- ・取締役会は、定款、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」、「取締役会規程」に基づき、当社グループの業務執行に対する経営監督を適切に行っております。
- ・HMCにて当社グループの重要な業務執行に関する事項について審議を行っております。
- ・「グループ IT ガバナンス規程」に基づき、グループITマネジメント推進者の統括のもと、SBU-IT統括責任者及びFU-IT統括責任者がITマネジメントを担い、ITガバナンス部がITガバナンス方針策定・モニタリングを担い、運用しております。

5. 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定める。
- (2) 当社は、財務報告に係る内部統制の実効性を確保するため、その内部統制を主管する部署及びその評価部署を設置する。
- (3) 財務報告に係る内部統制を評価する部署は、その内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取り締役会等に報告する。

(運用状況の概要)

- ・財務報告に係る内部統制評価範囲を選定のうえ、関連する文書の更新、整備・運用評価及び検出された不備に対する改善を実施し、取締役会へ評価結果を報告しております。

6. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。また、取締役又は監査等委員会等から要請があった場合に備え、適時閲覧が可能な状態を維持する。

(運用状況の概要)

- ・「文書管理規程」に基づき、重要な書類の保存期限を定め、適切な保存及び管理を行っております。
- ・取締役向け情報基盤の整備を通じて、取締役がいつでも必要なときに取締役会、HMC (Headquarters Management Committee)、委員会等の資料・議事録へアクセスできる環境を運用しております。

7. 監査等委員会の職務の執行に関する体制

7-1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の要請に基づき、必要に応じてその職務を専属的に補助する使用人を配置する。当該使用人に対する日常の指揮命令権は、監査等委員会にあり、監査等委員でない取締役及び執行役員からは指揮命令を受けない。また、当該使用人に関する人事異動、人事考課及び懲戒処分等は、監査等委員会の同意を得たうえで行う。

7-2. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員会の指示を受けた者の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。
- (2) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告する。
- (3) 当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社グループの定める担当部署に報告する。当該担当部署は、取締役、執行役員及び使用人から報告を受けた事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- (4) 当社は、内部通報制度の適用対象に当社グループを含め、当社グループにおける法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- (5) 当社グループは、社内規程において、取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会への報告、又は相談者が内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることが

ないことを明示的に定める。

7-3. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な使用人に対して報告を求め、代表取締役社長、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換の実施を求めることができる。
- (2) 当社は、監査等委員会及び監査等委員会の指示を受けた者がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(運用状況の概要)

- ・ 監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する体制として、執行部門から独立した専任のスタッフを2名配置しております。当該スタッフは監査等委員会の指揮命令下にあり、人事異動、人事考課及び懲戒処分等は監査等委員会の同意を得たうえで行っております。
- ・ 監査等委員会は、取締役、執行役員及び使用人から事業及び内部統制の状況等について報告を受領しております。また、各CXO及びグループ監査本部長から、定期的に職務の遂行状況や内部監査結果等について報告を受領しております。
- ・ 監査等委員は、SBU中核会社及びFU中核会社の全監査役と定期的に情報交換を行い、情報の共有及び意見交換を実施しております。
- ・ グループ各社の役職員から内部通報窓口へ通報された内容は、監査等委員会へ全件報告しております。また、リスク情報については、コンプライアンス統括部署及びリスク管理統括部署を通じ、監査等委員会へ随時又は定期的に報告しております。
- ・ 従業員が監査等委員会への報告又は内部通報窓口への通報により、不利な取扱いを受けることがないように、「公益通報ホットライン規程」において明示的に定めるとともに、通報対応完了一定期間後に不利益取扱いの有無を確認する体制を構築しております。監査等委員会は、当該確認が適切に実行されているかを報告徴収等により確認しております。
- ・ 本基本方針に基づき、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用に対して社内各部署と同様の経費精算体制をとっており、監査等委員会の請求に基づき適切に費用負担をしております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しております。内部留保の充実により、成長分野への迅速かつ積極的な事業展開が可能な企業体質の強化を図りつつ、配当性向を重視した配当の実施を基本方針としております。具体的には今中期経営計画期間（2023年4月1日～2026年3月31日）においては配当性向を調整後EPSの約50%とする方針としており、引き続き株主還元を強化してまいります。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第18期 2026年3月31日現在	科目	第18期 2026年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	335,364	流動負債	311,269
現金及び現金同等物	85,018	営業債務及びその他の債務	121,279
営業債権及びその他の債権	205,573	社債及び借入金	20,745
契約資産	31,475	リース負債	20,138
その他の金融資産	240	その他の金融負債	1,737
その他の流動資産	13,056	未払法人所得税	14,766
		引当金	1,280
		契約負債	8,259
		その他の流動負債	123,062
非流動資産	285,171	非流動負債	70,476
契約資産	5,772	社債及び借入金	11,889
有形固定資産	11,561	リース負債	31,339
使用権資産	54,034	その他の金融負債	9,440
のれん	94,019	引当金	8,423
無形資産	59,941	繰延税金負債	5,601
持分法で会計処理されている投資	1,326	その他の非流動負債	3,781
その他の金融資産	26,004		
繰延税金資産	30,712		
その他の非流動資産	1,798		
資産合計	620,535	負債合計	381,746
		資本	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	219,499
		資本金	17,479
		資本剰余金	△14,790
		利益剰余金	206,372
		自己株式	△10,261
		その他の資本の構成要素	20,699
		非支配持分	19,289
		資本合計	238,788
		負債及び資本合計	620,535

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第18期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上収益	1,555,833
売上原価	△1,200,362
売上総利益	355,471
販売費及び一般管理費	△289,900
その他の収益	3,425
その他の費用	△2,484
営業利益	66,512
金融収益	1,574
金融費用	△2,885
持分法による投資損益	△265
税引前利益	64,935
法人所得税費用	△20,135
当期利益	44,800
当期利益の帰属	
親会社の所有者	42,688
非支配持分	2,112
当期利益	44,800

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(単位：百万円)

第18期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2025年4月1日残高	17,479	△7,728	185,466	△13,448
当期利益	-	-	42,688	-
その他の包括利益	-	-	-	-
当期包括利益合計	-	-	42,688	-
自己株式の取得	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	△3,036	-	3,187
配当金	-	-	△23,362	-
株式報酬取引	-	3,295	-	-
企業結合による変動	-	-	-	-
非支配株主に係る売建プ ット・オプション	-	△7,320	-	-
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	-	-	1,579	-
所有者との取引額合計	-	△7,061	△21,782	3,187
2026年3月31日残高	17,479	△14,790	206,372	△10,261

第18期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持 分	合計
	その他の資本の構成要素				合計		
	在外営業 活動体の 換算差額	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産	確定給付 制度の再 測定	合計			
2025年4月1日残高	4,270	3,701	△107	7,864	189,633	16,749	206,382
当期利益	-	-	-	-	42,688	2,112	44,800
その他の包括利益	14,329	47	37	14,414	14,414	32	14,447
当期包括利益合計	14,329	47	37	14,414	57,102	2,144	59,247
自己株式の取得	-	-	-	-	△0	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	150	-	150
配当金	-	-	-	-	△23,362	△208	△23,571
株式報酬取引	-	-	-	-	3,295	-	3,295
企業結合による変動	-	-	-	-	-	603	603
非支配株主に係る売建 プット・オプション	-	-	-	-	△7,320	-	△7,320
その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替	-	△1,579	-	△1,579	-	-	-
所有者との取引額合計	-	△1,579	-	△1,579	△27,236	394	△26,841
2026年3月31日残高	18,600	2,169	△70	20,699	219,499	19,289	238,788

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRS会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 154社
- ・主要な連結子会社の名称
パーソルテンプスタッフ(株)
パーソルビジネスプロセスデザイン(株)
パーソルクロステクノロジー(株)
パーソルキャリア(株)
パーソルデジタルベンチャーズ(株)
PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.

(3) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社の数 5社
- ・関連会社の名称
(株)イー・スタッフィング
(株)ベネッセiキャリア
(株)KIKAN flex
GLINTS PTE. LTD.
HIREDLY X GROUP PTE. LTD

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を用いております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融商品の評価基準及び評価方法

金融資産

i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、

当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12カ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
 - ・貨幣の時間価値
 - ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
- 著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

金融負債

i) 当初認識及び測定

当社グループは、デリバティブ以外の金融負債について、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債を、当該金融商品の契約の当事者になった取引日に認識しております。

金融負債は、当初認識時に公正価値で測定し、直接帰属する取引コストを控除した金額で算定しております。

ii) 事後測定

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された義務が履行されたか、免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

iv) 非支配株主に係る売建プット・オプション

非支配株主に係る売建プット・オプション負債について、見積将来キャッシュ・フローを割り引く方法により算定した現在価値を金融負債として認識するとともに、当初認識後の変動については純損益として認識しております。

v) 条件付対価

条件付対価については、将来事象の発生確率を考慮して見積もった将来キャッシュ・フローを、割り引く方法により算定した現在価値を金融負債として認識するとともに、当初認識後の変動については純損益として認識しております。

金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ相殺し、純額で表示しております。

② 有形固定資産の評価方法、評価基準及び減価償却方法

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト、解体・除去及び土地の原状回復コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2－50年
- ・機械装置及び運搬具 2－15年
- ・工具器具及び備品 2－20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各報告期間末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ のれんに関する事項

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

④ 無形資産の評価方法、評価基準及び償却方法

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各報告期間末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 2－5年
- ・顧客関連資産 15－16年

なお、耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

⑤ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12カ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑥ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損

益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

減損損失の戻入は、過去に認識した減損損失を戻入れる可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻入れる金額は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限としております。なお、のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。

⑦ 従業員給付

i) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された勤務の対価として支払うべき現在の法的又は推定的義務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合、負債及び費用として認識しております。

ii) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として主に確定拠出制度を採用しております。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的または推定的債務を負わない退職給付制度です。

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しております。

⑧ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的義務を有しており、当該義務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりです。

資産除去債務

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの支出は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後

に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

⑨ 収益の計上基準

当社及び当社グループの顧客との契約に基づく収益について、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下のステップを適用することにより認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、各事業の収益認識の詳細は、「7. 収益認識に関する注記」に記載しております。

⑩ 外貨換算

i) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

取得原価で測定する外貨建非貨幣性項目は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定する金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

2. 会計上の見積りに関する注記

重要なのれん及び耐用年数が確定できない無形資産

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産のうち重要なものは、パーソルキャリア(株)、パーソルコミュニケーションサービス(株)、Programmed Maintenance Services Limited（以下「Programmed社」という。）のStaffing事業及びProgrammed社のFacility Management事業、Gojob SAS（以下、「Gojob社」という。）に係るものであります。

(1) 連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

パーソルキャリア(株)	のれん	16,712
	商標権	5,233
パーソルコミュニケーションサービス(株)	のれん	12,313
Programmed社 Staffing事業	のれん	7,170
	商標権	5,330
Programmed社 Facility Management事業	のれん	14,012
	商標権	1,927
Gojob社	のれん	18,941

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産について、每期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストにおける各資金生成単位及び資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、マネジメントが承認した今後5年以内の事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前の加重平均資本コスト6.15%~14.03%より現在価値に割り引いて算定しております。

成長率は、資金生成単位及び資金生成単位グループの属する産業若しくは国における長期の平均成長率等を勘案して1.75~2.52%と決定しており、市場の長期の平均成長率を超過していません。

なお、各資金生成単位及び資金生成単位グループにおいて、当連結会計年度における回収可能価額は帳簿価額を大幅に上回っており、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、当該資金生成単位及び資金生成単位グループにおいて、重要な減損が発生する可能性は低いと判断しております。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	21,365百万円
(2) 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	1,294百万円
その他の金融資産	224百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っておりません。

減損損失の資産種類別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

資産の種類	減損損失
のれん	505
無形資産	
ソフトウェア	989
その他	148
合計	1,643

ソフトウェアに係る減損損失は、主にその他セグメントの一部の資金生成単位において、収益性の低下などの減損の兆候が認められたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、754百万円の減損損失を計上したことによるものです。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト9.76%により現在価値に割り引いて算定しております。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	2,278,437千株	－千株	－千株	2,278,437千株
合計	2,278,437千株	－千株	－千株	2,278,437千株
自己株式				
普通株式	59,882千株	1,695千株	13,812千株	47,765千株
合計	59,882千株	1,695千株	13,812千株	47,765千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加1,695千株は、譲渡制限付株式保有者の退職及び制度移行に伴う無償取得による増加1,695千株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少13,812千株は、譲渡制限付株式の付与による減少12,066千株及び役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による当社株式の処分又は交付による減少1,746千株であります。
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社の株式10,912千株及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式10,454千株が含まれております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	11,208	5.0	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	12,391	5.5	2025年9月30日	2025年12月10日

- (注) 1. 2025年6月24日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金115百万円が含まれております。
2. 2025年11月11日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金121百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、提案をしております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,512	利益剰余金	6.0	2026年3月31日	2026年6月24日

(注) 2026年6月23日定時株主総会決議予定に基づく「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金128百万円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、財務の健全性を確保しつつ資本効率性を高めることを資本管理の基本方針としております。

この方針の下で用いる主な指標は、親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）、及び親会社所有者帰属持分当期利益（ROE）であります。これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機目的または裁定目的での取引は行わない方針であります。

③ 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的であります。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度

に集中した信用リスクを有しておりません。

④ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

⑤ 為替リスク管理

当社グループにおける借入金及び社債における資金調達には、主に現地通貨を用いております。また、当社グループはアジア・パシフィックエリアを中心に事業を展開しておりますが、各国の取引は基本的に各国内で完結しており、各グループ会社が当該会社の機能通貨以外で実施している取引は限定的であります。

⑥ 金利リスク管理

当社グループにおける借入金及び社債による資金調達は、主に固定金利で行っております。

⑦ 市場価格の変動リスク管理

当社グループは主として事業上の関係を有する企業に対して、資本性金融商品への投資を行っており、株価の変動によるリスクに晒されております。当該リスクを管理するため、当社では定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、また、市況や発行体との関係性を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

資産

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権等については、現金及び短期間で決済されるものであり、帳簿価額が公正価値に近似しております。

その他の金融資産の公正価値は以下を除き、資産の残存期間及び信用リスクを加味した利

率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

i) 投資有価証券

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式の公正価値については、取引事例法、類似企業比較法等の適切な評価技法を用いて評価しております。

負債

営業債務その他の債務及び短期借入金については、短期間で決済されるものであり、帳簿価額が公正価値に近似しております。

社債及び長期借入金の公正価値は、元利息の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

その他の金融負債の公正価値は以下を除き、負債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

i) デリバティブ負債

デリバティブ負債の公正価値は、取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

ii) 非支配株主に係る売建プット・オプション

非支配株主に係る売建プット・オプションの公正価値は、見積将来キャッシュ・フローを、固有のリスクを加味した割引率を使用して割り引いた現在価値により算定しております。

ii) 条件付対価

条件付対価の公正価値は、将来事象の発生確率を考慮して見積もった将来キャッシュ・フローを、固有のリスクを加味した割引率を使用して、割り引いた現在価値により算定しております。

② 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値になっている場合には記載を省略しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値 (注) 2
長期借入金 (注) 1	12,355	12,085
社債	10,000	9,594
その他の金融負債	1,000	919

(注) 1. 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

2. 長期借入金、社債およびその他金融負債の公正価値は、レベル2に分類しております。

③ 公正価値で測定する金融商品とヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式等	－	－	4,231	4,231
デリバティブ	－	32	－	32
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	6,390	－	744	7,134
合計	6,390	32	4,975	11,398
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
条件付対価契約に関する金融負債	－	－	830	830
その他				
その他の金融負債				
非支配株主に係る売建 プット・オプション	－	－	7,753	7,753
合計	－	－	8,584	8,584

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、財務部門責任者により承認された評価方針及び手続に従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は財務部門責任者によりレビューされ、承認されております。

⑤ レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類される公正価値で測定された資産のうち、重要な観察可能でないインプットを使用して公正価値を測定した資産に関する主な定量的情報は下記のとおりであります。

区分	評価技法	観察可能でない インプット	範囲
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	類似会社の市場価格に基づく評価モデル	PSR倍率	1.9倍
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	類似会社の市場価格に基づく評価モデル	PER倍率	13.20倍

PSR倍率及びPER倍率の上昇（低下）により、公正価値は増加（減少）します。なお、観察可能でないインプットを合理的に考えうる代替的な仮定に変更した場合に著しい公正価値の増減は見込まれておりません。

- ⑥ 公正価値ヒエラルキーレベル3に区分される金融資産の期首残高から期末残高への調整表
公正価値ヒエラルキーレベル3に区分される金融資産の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりです。

その他金融資産

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	5,414
利得及び損失合計	
純損益 (注)	△256
その他の包括利益	△361
購入	614
上場によるレベル1への振替	△331
その他	△103
期末残高	4,975
報告期間末に保有している資産について純損益に計上された当期の未実現損益の変動 (注)	△188

(注) 連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

その他金融負債

当連結会計年度において、企業結合に伴い、非支配株主に係る売建プット・オプションおよび条件付対価を新規に認識しております。当連結会計年度末における当該負債の残高は、それぞれ7,753百万円、830百万円であります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計
	Staffing	BPO	Technology	Career	Asia Pacific	計		
人材派遣	555,692	17,802	68,556	885	273,264	916,200	26,904	943,105
リクルーティング	9,054	2	227	149,091	8,593	166,969	11,829	178,799
受託請負	34,254	115,220	44,739	170	10,607	204,991	8,149	213,141
メンテナンス	—	—	—	—	201,390	201,390	—	201,390
その他	590	2,366	109	348	2,498	5,914	12,989	18,904
顧客との契約から 生じる収益	599,592	135,391	113,632	150,495	496,354	1,495,467	59,873	1,555,340
その他の源泉から 認識した収益 (注) 2	—	—	—	—	—	—	493	493
外部顧客への 売上高	599,592	135,391	113,632	150,495	496,354	1,495,467	60,366	1,555,833

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ全体に係る事業並びに教育研修、障がい者に関連する事業、人材採用・人材管理等のデジタルソリューションサービスの提供やインキュベーションプログラムを通じた新規事業の創出に関する事業を行っております。

2. 「その他の源泉から認識した収益」は、事業維持活動に必要な補助金・助成金収入であり、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」で定める顧客との契約から生じる収益の額に含まれない収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 人材派遣事業

当社グループは、事務領域を中心に幅広い業種に対応した人材派遣に加え、技術者を専門とした人材を顧客に派遣する人材派遣サービスを提供しております。

人材派遣サービスについては、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて人材派遣契約に定められた金額に基づき収益を認識してお

ります。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1か月で支払いを受けており、重要な金融要素は含んでおりません。

② リクルーティング事業

当社グループは、社員の採用を希望する顧客に対し、求める人材要件を整理した上で、職務経歴・スキル・志向の合った候補者を選定し、転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供しております。当社グループは、紹介した転職希望者の入社をもって、顧客から紹介料を得ております。

人材紹介サービスについては、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、個々の入社時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

また、社員の採用を希望する顧客に対して、当社グループが運営するインターネットサイトへの広告掲載により募集から採用までの活動を支援することで、顧客より広告掲載料を得ております。

インターネットサイトへの広告掲載については、期間保証型の広告サービスについて、契約で定められた期間にわたり割引、広告を掲示する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し収益を認識しております。

なお、いずれの取引についても取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1か月で支払いを受けており、重要な金融要素は含んでおりません。

③ 受託請負事業

当社グループは、受託請負としてBPO（Business Process Outsourcing）サービス、IT領域やエンジニアリング領域の製造・開発受託請負サービスを提供しております。受託請負は、顧客と締結した請負契約又は準委任契約に定められた業務を完了する義務を負っております。

受託請負業務については、製造請負を除き業務の進捗につれて履行義務が充足されるため、契約期間にわたって進捗度に応じた売上高を認識しており、測定には取引の性質に応じて、履行義務の充足が発生原価に比例している場合には契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を使用する方法（インプット法）、時の経過と相関する場合には時間の経過に応じて収益を計上する方法を適用しております。

製造請負業務については、顧客による製品の検収をもって履行義務が充足されるため、検収時点で収益を認識しております。

なお、いずれの取引についても取引の対価は履行義務を充足し請求した時点から概ね1か月で支払いを受けており、重要な金融要素は含んでおりません。

④ メンテナンス事業

当社グループは、主に豪州において塗装やビルメンテナンスを含む保守・運用サービスを

提供しております。メンテナンス事業については、顧客と締結した契約に定められた業務を完了する義務を負っております。

メンテナンス事業のうち、継続案件については業務の進捗につれて履行義務が充足されるため、契約期間にわたって進捗度に応じた売上高を認識しており、測定には取引の性質に応じて、履行義務の充足が稼働時間に比例する場合には見積り総稼働時間に対する実績稼働時間の割合を使用する方法、発生原価に比例している場合には契約ごとの見積り総原価に対する発生原価の割合を使用する方法（インプット法）を適用しております。

また、単発案件は作業完了の一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足し請求した時点から概ね1か月から2か月の間で支払いを受けており、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	2025年4月1日	2026年3月31日
顧客との契約から生じた債権	176,644	198,520
契約資産	30,567	37,248
契約負債	7,210	8,259

契約資産は主に受託請負事業及びメンテナンス事業に関連して認識したものであり、履行義務の充足に従って認識した収益のうち、顧客に請求する日より前にかかる部分であります。

当連結会計年度の期首の契約負債残高に含まれていた金額は、概ね当該連結会計年度において収益に認識されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

受託請負事業	22,100
メンテナンス事業	11,486
合計	33,587

これらのうち、受託請負事業に関連するものは約48%が1年以内に、残り約52%がその後5年以内に収益として認識されると見込んでおります。また、メンテナンス事業に関連するものは1年以内に約38%、5年以内に約94%が、残り約6%についても10年以内には収益として認識されると見込んでおります。なお、当社グループでは実務上の便法を使用し、個別の予想契約期間が1年以内の契約及び履行したサービスに応じて請求する権利を有する金額で収益を認識する契約について注記の対象に含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	98円40銭
基本的1株当たり当期利益	19円42銭
希薄化後1株当たり当期利益	19円17銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2026年5月14日開催の当社取締役会において、今後の当社及び当社グループの経営を担っていく管理職及びそれに準じる役職に就く社員を対象とする3年2か月間の期間に係る譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

(1) 処分の概要

(1) 処分期日	2026年9月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 14,710,944株
(3) 処分価額	1株につき239円
(4) 処分総額	3,515,915,616円
(5) 処分予定先	当社の管理職層従業員 338名 1,414,192株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 3,178名 13,296,752株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決定いたしました。

当社は、2026年5月14日開催の当社取締役会において、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に対する2026年4月1日から2029年5月31日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員3,516名（以下「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計3,515,915,616円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式14,710,944株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社国内子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債

権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

(3) 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026年9月28日～2029年5月31日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下「譲渡制限」という。）。

本制度は、2026年4月1日に在籍する当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員を割当対象者とするものであり、当該日より始まる3年2か月間の労務に対するインセンティブ制度です。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が当社の管理職層従業員又は当社国内子会社の管理職層従業員の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員及び当社国内子会社の従業員のいずれの地位からも退任又は退職したときに、割当対象者が当社国内子会社の取締役、監査役の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職したときに、当社執行役員CHROが正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

なお、上記の退任又は退職につき当社執行役員CHROが正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合には、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数（以下「本株式数」という。）から、2026年4月から当該退任又は退職した日又は当該事由が発生した日若しくは割当契約書が定める時点を含む月までの月数を38で除した数（ただし、計算の結果0を下回る場合には0、計算の結果1を超える場合には1とする。）に本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）を控除した数の本割当株式につき、当該時点をもって、当社はこれを当然に無償取得いたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が当社の管理職層従業員又は当社国内子会社の管理職層従業員の場合は、本譲渡制限期間中継続して当社又は当社国内子会社の従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、また、割当対象者が当社国内子会社の取締役、監査役の場合は、本譲渡制限期間中継続して当社の従業員又は当社国内子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、上記の退任又は退職につき当社執行役員CHROが正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合には、上記②記載の無償取得後の数の本割当株式の全部につき、当該退任又は退職直後の時点若しくは当該事由に該当することとなった時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社執行役員CHROの決定により、2026年4月1日から当該承認の日を含む月までの月数を、38で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

(4) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年5月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である238.4円の小数点第一位を切り上げた239円を使用しております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

10. その他の注記

(企業結合等に関する注記)

(1) 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2025年2月に実施した富士通コミュニケーションサービス株式会社（現パーソルコミュニケーションサービス 株式会社）の株式の取得について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

暫定的な会計処理の確定に伴う金額の変動はありません。

(2) 取得による企業結合

当社は、2025年10月1日に株式譲渡契約に基づき、Gojob SASの株式を取得し子会社化いたしました。

① 企業結合の概要

i) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Gojob SAS（以下「Gojob社」という。）

事業の内容：AIドリブンの人材派遣プラットフォーム

ii) 企業結合を行った主な理由

当社は、「雇用の創造」「人々の成長」「社会貢献」という経営理念のもと、グループビジョンである「はたらいて、笑おう。」の実現を目指しております。「グループ中期経営計画2026」では、「テクノロジードリブンの人材サービス企業」への進化を経営方針として掲げており、プロダクトとデジタル化を通じた非連続な成長の実現を目指しており、この方針の一環として、拡張性の高いプロダクトを有するGojob社を買収いたしました。

Gojob社は、最先端のAI技術を有するテックチームによって、デジタル分野において高い競争力を発揮しており、フランス政府のスタートアップ支援プログラム「French Tech」において、将来有望なスタートアップ40社「Next40」にも選定されるなど、高い技術力を有しております。また、2024年度にはフランス人材サービス企業の中で最も高い売上成長率を記録しており、過去4年間の年平均成長率（CAGR）は約40%と、極めて高い成長実績を示しております。さらに、国・地域や職種を越えて柔軟に対応可能な高い拡張性を備えたプラットフォームを構築しており、欧州発の企業でありながら、最大市場である米国にも早期に進出するなど、拡張性の高いビジネスモデルを展開している点も大きな強みとなっております。

当社は、AI技術の進展により、従来型のビジネスモデルが変化を迫られるリスクが存在していると認識しております。こうした環境の変化を踏まえ、人材派遣・人材紹介など国内のコア事業の着実な成長に加え、国内外におけるテクノロジーを活用した新たなビジネスへの継続的な投資が不可欠であると考えております。本件は、当社が志向するデジタルモデルへの転換を加速させるものであり、デジタルプラットフォーム事業の強化を図るとともに、欧米市場への挑戦を通じて、2030年以降の飛躍的な成長を目指す重要な取り組みと位置付けております。

iii) 企業結合日

2025年10月1日

iv) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

v) 結合後企業の名称

Gojob SAS

vi) 取得した議決権比率

85.2%

Gojob社は2027年3月期までに従業員を割当先とする第三者割当増資を予定しております。これらと合わせ当社が保有していない全ての株式に対して、将来における株主からの買取請求権（プットオプション）及び当社からの買取請求権（コールオプション）が付されており、これらの行使によって2029年3月期までにGojob社を100%子会社とすることを想定しております。

vii) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

② 取得対価及びその内訳

現金 21,293百万円

③ 取得関連費用

企業結合に係る取得関連費用として862百万円が連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」等に計上されております。

④ 取得日現在における取得資産、引受負債、及びのれん

(単位：百万円)

項目	金額
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	12,427
非流動資産	9,876
流動負債	△14,407
非流動負債	△3,818
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	4,078
非支配持分	△603
のれん	17,818
計	21,293

(注) 1. 非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配持分割合で測定しております。

2. のれんは、今後の事業展開や当社と同社のシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

⑤ 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

項目	金額
取得による支出した現金及び現金同等物	21,293
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	△2,910
子会社株式の取得による支出	18,382

⑥ 業績に与える影響

連結損益計算書には、当該企業結合に係る取得日から当連結会計年度末までの同社グループの売上高及び当期利益がそれぞれ21,730百万円及び△389百万円含まれております。また、企業結合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結計算書類に与える影響額に重要性がないため記載を省略しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第18期 2026年3月31日現在	科目	第18期 2026年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	90,844	流動負債	157,285
現金及び預金	41,341	短期借入金	10,000
売掛金	1,141	1年内返済予定の長期借入金	10,000
前払費用	3,905	未払金	5,355
未収入金	4,456	未払費用	360
CMS預け金	35,973	未払法人税等	28
その他	4,026	預り金	73
固定資産	251,909	CMS預り金	130,997
有形固定資産	5,225	賞与引当金	452
建物	3,683	その他	18
構築物	0	固定負債	17,061
工具、器具及び備品	1,498	社債	10,000
建設仮勘定	42	株式給付引当金	133
無形固定資産	6,137	役員株式給付引当金	1,023
ソフトウェア	5,713	資産除去債務	5,218
ソフトウェア仮勘定	423	その他	685
投資その他の資産	240,547	負債合計	174,346
投資有価証券	1,190	純資産の部	
関係会社株式	226,686	株主資本	168,211
長期前払費用	1,393	資本金	17,479
繰延税金資産	1,153	資本剰余金	34,796
その他	10,661	資本準備金	15,979
貸倒引当金	△537	その他資本剰余金	18,816
資産合計	342,754	利益剰余金	126,994
		その他利益剰余金	126,994
		繰越利益剰余金	126,994
		自己株式	△11,058
		評価・換算差額等	196
		その他有価証券評価差額金	196
		純資産合計	168,407
		負債純資産合計	342,754

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第18期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	78,866
売上総利益	78,866
販売費及び一般管理費	22,543
営業利益	56,323
営業外収益	690
受取利息	546
受取配当金	23
助成金収入	53
受取保証料	42
その他	24
営業外費用	1,564
支払利息	1,461
為替差損	47
その他	54
経常利益	55,448
特別利益	90
抱合せ株式消滅差益	90
特別損失	969
関係会社株式評価損	447
貸倒引当金繰入額	522
税引前当期純利益	54,570
法人税、住民税及び事業税	△2,729
法人税等調整額	△321
当期純利益	57,621

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第18期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2025年4月1日残高	17,479	15,979	18,384	34,364	92,972	92,972
事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△23,599	△23,599
当期純利益	-	-	-	-	57,621	57,621
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	432	432	-	-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	432	432	34,021	34,021
2026年3月31日残高	17,479	15,979	18,816	34,796	126,994	126,994

第18期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	△14,246	130,569	8	8	130,578
事業年度中の変動額	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	△23,599	-	-	△23,599
当期純利益	-	57,621	-	-	57,621
自己株式の取得	△0	△0	-	-	△0
自己株式の処分	3,188	3,620	-	-	3,620
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	187	187	187
事業年度中の変動額合計	3,188	37,642	187	187	37,829
2026年3月31日残高	△11,058	168,211	196	196	168,407

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却以外のもの 原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等……主として移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定額法を採用しております。

無形固定資産……定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 株式給付引当金……株式交付規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金……株式交付規程に基づく当社取締役及び当社執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益

当社の顧客との契約から生じる収益について、以下のステップを適用することにより認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、主にグループの経営管理等を行っており、顧客である子会社へ契約内容に応じた役務を提供する義務を負っております。当該履行義務については、役務提供が行われた時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1か月で支払いを受けております。

② 配当金

子会社からの受取配当金について、配当金の効力発生日をもって認識し、売上高に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.に係る子会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	計
子会社株式 (PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.)	105,368

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社が保有するPERSOL Asia Pacific Pte. Ltd. は中間持株会社であり、同社株式の評価に当たっては傘下子会社の超過収益力を反映して実質価額を算定し、減損処理の要否を検討しております。当株式の実質価額においては、Programmed社の占める割合が大きいため、Programmed社の超過収益力が大幅に減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

3. 追加情報に関する注記

(1) 当社取締役及び当社執行役員に対する株式報酬制度（BIP信託①）

当社は、2017年6月の定時株主総会決議に基づき、2017年8月より、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び当社執行役員（以下「業務執行取締役等」という。）を対象に、信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

また、2020年11月10日の取締役会におきまして、監査等委員である取締役及び社外取締役（以下「非業務執行取締役」という。）を対象とした株式報酬制度を導入いたしました。

これは、非業務執行取締役においても中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有を図る必要があり、非業務執行取締役にも本制度を適用することが相当と判断したためです。

① 制度の概要

本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位や経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業務執行取締役等並びに非業務執行取締役に、原則として退任後に交付又は給付する制度であります。ただし、非業務執行取締役ににつきましては、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監視機能を担っていることに鑑み、交付する株式数は業績とは連動させず、固定的に付与するものといたします。なお、後述のグループ子会社の取締役に対してもBIP信託の仕組みを採用した株式交付制度の導入を決議しておりますが、当社業務執行取締役等を対象とする制度はBIP信託①、グループ子会社の取締役を対象とする制度はBIP信託②として、それぞれ分けて管理しております。

② 信託が保有する自己株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。BIP信託①が保有する当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,746百万円、7,300千株であります。

(2) 当社グループ子会社の取締役、並びに当社及び当社グループ子会社の幹部社員に対する株式交付制度(BIP信託②及びESOP信託)

当社は、2017年8月より、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、当社グループ子会社の取締役、並びに当社及び当社グループ子会社の幹部社員（以下「グループ経営幹部等」という。）を対象に、信託を活用して当社株式を交付する制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

また、2020年11月10日の取締役会におきまして、中長期での企業価値のさらなる向上を目的として対象者の拡大を決議し、一部のグループ会社の取締役に対しては、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

① 制度の概要

グループ経営幹部等のうち、当社グループ子会社の取締役を対象とした本制度は、(1)と同様にBIP信託と称される仕組みを採用しております。また、当社及び当社グループ子会社の幹部社員を対象とした制度は、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。両制度とも、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）をグループ経営幹部等に対して、原則として退任・退職後に交付及び給付します。

② 信託が保有する自己株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、BIP信託②が858百万円、3,611千株、ESOP信託が2,542百万円、10,454千株であります。

(3) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2025年5月13日開催の当社取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、2025年9月26日に払込手続が完了いたしました。

① 処分の概要

(1) 処分期日	2025年9月26日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 12,066,054株
(3) 処分価額	1株につき268円
(4) 処分総額	3,233,702,472円
(5) 処分先	当社の管理職層従業員 277名 1,033,487株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,957名 11,032,567株

(注) 2025年5月13日開催の当社取締役会において決議しました処分する当社普通株式の数は12,636,897株でしたが、処分予定先であった当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員のうち153名については、失権したものと自己株式の処分は行っておりません。

② 処分の目的及び理由

当社は、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度に基づき、2025年5月13日開催の当社取締役会において本自己株式の処分を決議いたしました。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,588百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 45,290百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 133,749百万円 |
| ③ 長期金銭債権 | 537百万円 |
| (3) 債務保証 | |
| 次の関係会社について、金融機関からの借入等に関し債務保証を行っております。 | |
| Programmed Maintenance Services Limited | 10,801百万円 |
| PERSOL Outsourcing Singapore Pte. Ltd. | 470百万円 |
| PERSOL Hong Kong Limited | 9百万円 |
| PERSOL Singapore Pte Ltd | 3百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引 | |
| 営業収益 | 78,864百万円 |
| 営業費用 | 5,810百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,731百万円 |
| (2) 抱合せ株式消滅差益 | |
| 抱合せ株式消滅差益は、当社の関係会社の吸収合併に伴い発生した消滅差益を計上したものであります。 | |
| (3) 関係会社株式評価損 | |
| 関係会社株式評価損は、当社の関係会社の株式について評価損を計上したことによるものであります。 | |
| (4) 貸倒引当金繰入額 | |
| 貸倒引当金繰入額は、当社の関係会社への長期貸付金に対する貸倒引当金を計上したものであります。 | |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	59,882	1,695	13,812	47,765
合計	59,882	1,695	13,812	47,765

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加1,695千株は、譲渡制限付株式保有者の退職及び制度移行に伴う無償取得による増加1,695千株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少13,812千株は、譲渡制限付株式の付与による減少12,066千株及び役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による当社株式の処分又は交付による減少1,746千株であります。
3. 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社の株式10,912千株及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式10,454千株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(百万円)
未払事業税否認額		7
賞与引当金		142
貸倒引当金		169
株式給付引当金		364
未払費用否認額		170
関係会社株式評価損		3,228
資産除去債務		1,644
減損損失		0
減価償却超過額		534
税務上の繰越欠損金		2,020
関係会社株式		3,594
その他有価証券評価差額金		16
その他		424
繰延税金資産	小計	12,317
評価性引当額		△9,514
繰延税金資産	合計	2,803
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△104
前払費用		△10
資産除去債務に対応する除去費用		△696
関係会社株式		△838
繰延税金負債	合計	△1,650
繰延税金資産の純額		1,153

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理及びこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理及びこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	パーソルテンプスタッフ(株)	所 有 直接100%	資金の借入 管理業務の受託	資金の借入 (注) 1	4,887	CMS預り金	16,837
				利息の支払 (注) 2	78	—	—
				管理業務の受託 (注) 3	3,365	売掛金	315
子会社	パーソルキャリア(株)	所 有 直接100%	資金の借入 管理業務の受託	資金の返済 (注) 1	5,339	CMS預り金	25,053
				利息の支払 (注) 2	197	—	—
				管理業務の受託 (注) 3	4,527	売掛金	442
子会社	パーソルクロス テクノロジー(株)	所 有 直接100%	資金の借入	資金の返済 (注) 1	13,848	CMS預り金	7,932
				利息の支払 (注) 2	176	—	—
子会社	パーソルビジネス プロセスデザイン(株)	所 有 直接100%	資金の借入 資金の貸付	資金の返済 (注) 1	5,425	CMS預り金	—
				利息の支払 (注) 2	42	—	—
				資金の貸付 (注) 1	9,014	CMS預け金	9,014
				利息の受取 (注) 2	0	—	—
子会社	パーソルエクセルHR パートナーズ(株)	所 有 間接66.6%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	2,505	CMS預り金	25,268
				利息の支払 (注) 2	216	—	—
子会社	パーソルファクトリー パートナーズ(株)	所 有 間接100%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	1,432	CMS預り金	16,165
				利息の支払 (注) 2	142	—	—

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期 末 残 高
子会社	パーソルマーケティング(株)	所 有 間 接 100%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	2,440	CMS預り金	6,803
				利息の支払 (注) 2	53	—	—
子会社	パーソルAVCテクノロジー(株)	所 有 間 接 66.6%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	447	CMS預り金	8,172
				利息の支払 (注) 2	78	—	—
子会社	パーソルイノベーション(株)	所 有 間 接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	1,095	CMS預け金	7,735
				利息の受取 (注) 2	133	—	—
子会社	シェアフル(株)	所 有 間 接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	1,207	CMS預け金	11,074
				利息の受取 (注) 2	205	—	—
子会社	(株)アヴァンティスタッフ	所 有 間 接 92.5%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	362	CMS預り金	3,646
				利息の支払 (注) 2	28	—	—
子会社	パーソルベンチャーパートナーズ合同会社	所 有 直 接 100%	資金の借入	資金の返済 (注) 1	458	CMS預り金	3,456
				利息の支払 (注) 2	32	—	—
子会社	ミイダス(株)	所 有 間 接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	1,386	CMS預け金	3,680
				利息の受取 (注) 2	55	—	—
子会社	パーソルデジタルベンチャーズ(株)	所 有 直 接 100%	資金の借入	資金の返済 (注) 1	107	CMS預り金	8,505
				利息の支払 (注) 2	76	—	—

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	パーソルコミュニケーションサービス㈱	所有 間接100%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	3,454	CMS預り金	3,454
				利息の支払 (注) 2	16	—	—
子会社	Programmed Maintenance Services Limited	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 4	10,801	—	—
				保証料の受取 (注) 5, 6	30	未収入金	3

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付及び回収、借入及び返済の取引金額は当事業年度の純増減額を記載しております。

2. 約定金利は市場金利を勘案して決定しております。

3. 管理業務料の金額は、每期交渉等の上、決定しております。

4. 債務保証については、関係会社の金融機関からの借入等に関し保証を行っているものであり、担保提供は受けておりません。

5. 保証料の受取については、市場金利をもとに協議の上決定しております。

6. 上記金額のうち、取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には換算差損益が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産 | 75円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 25円90銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

詳細については、連結計算書類の【連結注記表】9. 重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

パーソルホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 茂木 浩之

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 田嶋 照夫

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パーソルホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、パーソルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

パーソルホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田嶋 照夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パーソルホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査計画において、監査の方針、重点監査項目、職務の分担を定め、情報漏洩のリスク、海外子会社に対するガバナンス、AIの活用及びパーソルコミュニケーションサービス㈱の買収後の統合状況の確認を重点監査項目として設定し、オンライン形式での情報交換等も活用しながら、会社の内部監査部門その他の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行った他、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

パーソルホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 友田和彦

監査等委員 榎本知佐

監査等委員 菅谷とも子

(注) 監査等委員友田和彦、榎本知佐及び菅谷とも子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。